

平成30年第1回（追加）

瑞浪市議会定例会議案

平成30年3月13日

目 次

| | | |
|----------|---|-----|
| 議第 3 4 号 | 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 |
| 議第 3 5 号 | 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について…………… | 7 |
| 議第 3 6 号 | 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 0 |
| 議第 3 7 号 | 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定 について…………… | 2 4 |

議第 3 4 号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 3 月 1 3 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「瑞浪市国民健康保険運営協議会」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 本市が行う国民健康保険の事務

第 1 条の見出し中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「この条例」を「、この条例」に改める。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 瑞浪市国民健康保険運営協議会

第 2 条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「瑞浪市国民健康保険運営協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 2 項の規定により設置する瑞浪市国民健康保険運営協議会」に改める。

第 1 1 条の 2 中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第 2 9 条の 7 第 1 項」を「第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1

項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第11条の3中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要

する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第12条中「、資産割額」を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第1項第1号中「100分の45」を「100分の50」に、「省令」を「厚生省令」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第15条第1項第3号中「100分の30」を「100分の35」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第4号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第15条の2中「、資産割額」を削る。

第15条の4を次のように改める。

第15条の4 削除

第15条の5の2第1号中「第2号」を「次号」に改める。

第15条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第15条の6の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の6の3中「、資産割額」を削る。

第15条の6の5を次のように改める。

第15条の6の5 削除

第15条の6の6第1項第1号中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第15条の6の6第1項第3号中「100分の30」を「100分の35」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第4号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第15条の6の7中「、資産割額」を削る。

第15条の6の9を次のように改める。

第15条の6の9 削除

第15条の6の11第1号中「第2号」を「次号」に改める。

第15条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の8中「、資産割額」を削る。

第15条の10を次のように改める。

第15条の10 削除

第15条の11第1項第1号中「100分の45」を「100分の50」

に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第15条の11第1項第3号中「100分の30」を「100分の35」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第4号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第20条第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項中「54万円」を「58万円」に、「第2項中」を「前項中」に改め、同条第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

第25条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(瑞浪市積立基金条例の一部改正)

- 3 瑞浪市積立基金条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表瑞浪市国民健康保険財政調整基金の項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の資金」を「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第2項の規定による国民健康保険事業費納付金」に改める。

議第 35 号

瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 3 月 13 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地域との結び付きを重視し」の次に「、市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、「並びに市の」を「との」に改める。

第 5 条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 9 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以

下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「同条」を「第44条」に改める。

第16条中「保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう」を「瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成26年条例第36号）第31条第9号に規定するサービス担当者会議をいう」に改める。

第36条第3項中「市の当該職員」を「当該市の職員」に改める。

第37条第3項中「前1項」を「第1項」に改める。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第4項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第43条中「宿泊させる場合は」を「宿泊させ」に改める。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「診療所であるものに限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第45条第3項及び第46条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第53条（見出しを含む。）中「身体の拘束」を「身体的拘束」に改める。

第60条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第64条第2項第4号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第65条中「及び第38条」を「、第38条及び第39条」に改める。

第67条第2号を次のように改める。

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の

事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成26年条例第36号）第31条各号に掲げる具体的取扱方針及び同条例第32条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。

第68条第1項中「行われなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第71条第4項中「当該指定小規模多機能型居宅介護従業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条（見出しを含む。）中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第85条第2項第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第87条第3項中「となることなくして」を「とならないで」に改める。

第89条第1項中「行われなければならない」を「行わなければならない」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第 3 6 号

瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 3 月 1 3 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成 2 4 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 4 節 運営に関する基準（第 5 9 条の 6—第 5 9 条の 2 0）
第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及
び運営に関する基準」 「第 4 節 運営に関する基準（第 5 9 条の 6—第 5
第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準
第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並び
9 条の 2 0）

（第 5 9 条の 2 0 の 2 ・第 5 9 条の 2 0 の 3） に改める。

に人員、設備及び運営に関する基準」

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（
平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 8 条の 2 の 2 第 1 項
並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第 7 8 条の 4 第 1 項及び第
2 項の規定により、共生型地域密着型サービスの事業並びに指定地域密着

型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
第2条第1項中第4号を第7号とし、第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第2条第1項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。
(2) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。

第3条第2項中「重視し」の次に「、市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、「並びに市」を削る。

第6条第2項ただし書中「指定居宅サービス等基準条例」を「岐阜県指定居宅サービス等基準」に、「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第4項ただし書中「指定居宅サービス等基準条例」を「岐阜県指定居宅サービス等基準」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項第1号から第3号までの規定中「指定居宅サービス等基準条例」を「岐阜県指定居宅サービス等基準」に改め、同項に次の1号を加える。

- (12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「指定居宅サービス等基準条例」を「岐阜県指定居宅サービス等基準」に、「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第14条中「介護支援専門員（第82条第10項に規定する「介護支援専門員」をいう。）が居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第16条において同じ。）の作成のために居宅サービス

計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう」を「瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年条例第 号）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第48条ただし書及び第51条第6号中「指定居宅サービス等基準条例」を「岐阜県指定居宅サービス等基準」に改める。

第59条の5第4項中「第1項の設備」を「第1項に掲げる設備」に改める。

第59条の12中「規程」の次に「（以下この節において「運営規程」という。）」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス

（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練

（生活訓練）事業者をいう。））、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。））を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。））を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。））を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。））、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。））、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。））、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。））又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。））（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。））、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。））、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。））、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。））の利用者の数を指定生

活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の31第3項中「指定居宅サービス等基準条例」を「岐阜県指定居宅サービス等基準」に改める。

第59条の38中「第34条中「定期」を「第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期」に改める。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第3項中「同号」を「同項」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第81条中「宿泊させる場合は当該」を「宿泊させ、当該」に改める。

第82条第1項中「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第7項中「もの（以下）」の次に「この章において」を加え、同条第8項中「看護小規模多機能型居宅介護従事者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第92条第5号中「身体の拘束」を「身体的拘束」に改め、同条第6号中

「前号の身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第103条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第107条第2項第4号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条第5項及び第6項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第127条第2項第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条第1項中「入居者生活介護」を「入居者生活介護事業者」に改め、同条第4項及び第5項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者

に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第148条第2項第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第150条第3項中「運営を行い」の次に「、市町村」を加え、「及び市」を削る。

第151条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第79号。以下「岐阜県指定介護老人福祉施設基準」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（岐阜県指定介護老人福祉施設基準第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第4項中「第1項の規定」を「第1項第1号の規定」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項中「第1項」を「第1項第2号及び第4号から第6号まで」に改め、同項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第151条第13項中「指定居宅サービス等基準条例」を「岐阜県指定居宅サービス等基準」に改める。

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条第1項中「入所者生活介護」を削り、同条第4項及び第5項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第158条第2項中「利用を」を「利用も含めて」に改める。

第159条第1項中「支援と」を「支援及び」に改める。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第167条第1号中「入居者」を「入所者」に改め、同条第5号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第174条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第176条第2項第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同項第7号中「評価、要望」を「評価、要望」に改める。

第179条第2項中「運営を行い」の次に「、市町村」を加え、「及び市」を削る。

第182条第6項及び第7項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第190条中「指定居宅サービス等基準条例」を「岐阜県指定居宅サービス等基準」に改める。

第191条第1項中「通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業」を「通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型

指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第82条第7項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条第10項中「指定居宅サービス等基準条例」を「岐阜県指定居宅サービス等基準」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものを

いう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号の表以外の部分中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第197条第5号及び第6号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改

める。

第199条第1項中「専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第201条第2項第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第202条後段中「第59条の13」を「第59条の13第3項」に改め、「等の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第11項、附則第12項及び附則第13項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則中第18項を第20項とし、第14項から第17項までを2項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の2項を加える。

14 第110条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

（1） 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（2） 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

15 第112条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を

有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第 3 7 号

瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 3 月 1 3 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 2 6 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 8 条の 2 第 1 8 項」を「第 8 条の 2 第 1 6 項」に改め、同条第 4 項中「当たっては」の次に「、市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を、「介護保険施設（法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加え、「及び市」を削る。

第 5 条第 2 項中「第 8 条の 2 第 1 8 項」を「第 8 条の 2 第 1 6 項」に、「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第 7 項を同条第 8 項とし、

同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第11条中「同条第2項」を「法第58条第2項」に改める。

第26条の見出し中「解決」を「処理」に改め、同条第3項中「市の当該職員」を「当該市の職員」に改める。

第31条第9号中「のために介護予防」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第31条第21号中「同条第8項」を「法第8条の2第8項」に、「以下「主治の医師等」という」を「次号及び第22号において「主治の医師等」という」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第31条第23号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に、「同条第10項」を「法第8条の2第8項」に改める。

第33条中「同条第2項」を「法第58条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

